

第2回奄美群島森林生態系保護地域保全管理委員会

議事概要

保護林の基本的な管理方針について

委員

保護林が最終的に目指すのが、天然林として極相林のようなものを目指すのか。クロウサギにしろネズミ類にしろ餌が必要で真っ暗な林内には少ない。カンアオイ類なども明るさが必要になる種である。

事務局

基本的には自然の推移に委ねるとというのが管理の方針になってくるが、明るい環境が必要な希少種もいるので、バッファなどを活用して試験的な取り組みという形で人為的な植生の攪乱を起こして変遷をみていくことは可能かと思っている。

委員

林野庁で保護林制度発足から100年ということで、制度の見直しの議論をしていて私は座長として関わっている。そこでの議論でも自然に遷移していくと消えてしまうハビタットもあるということで、服部委員が述べた議論も考慮される方向性になってきている。

委員

山道を国有林の中に作るという計画を誰かが考えたときにそれは許可が降りるものか。

委員

たとえば湯湾岳で希少種が集中しているところに歩道がある場合に、そこを避ける配慮で、コース変更などの対応をすることが必要だと思うがどうか。

事務局

基本的には全く新しく作るということは難しい。既設のもの、現在利用されているものを利用する形になる。ただ、何らかの特別な事情があった保護林の価値を高めていくために必要なものであれば検討しなければならないと思う。

委員

非常に固有な生態系が島ごとに、場合によっては山ごとに形成されている。自然環境の記載のところ、あるいは保全管理を進めていく上で、この固有の生態系をどう守っていくのかということ、非常に重要視されていく部分だということとして強調してほしい。

歴史的、文化的なこれまでの利用形態についても取り上げていいのではと思う。

鹿児島県

自然の推移に委ねるとというのが前提になっているが、地域の方々が昔からやっている利用のあり方があって、それが今回規制されるようなことはどうだろうかということは検討したほうが良いと思う。

外来種について

委員

外来種の種名の記述に一部統一されていない部分があるので修正が必要。

資料にある外来種には、あまり増えずに影響が小さいと思われるものがある一方で、吹付け由来の草本など厄介なものがある。厄介なものに対してこそ優先順位を付けて対象とすべきだと思う。

事務局

緊急性、影響などを見極めて優先順位をつけて対策を進めていく。

委員

林道または工事面での配慮というのがどのような現状なのか。

鹿児島県

すべて徹底しているわけではないが、県の事業では吹付けはあまり行われなくなってきた。現在県の方

で、公共事業の環境配慮のガイドラインを作ろうということで、奄美大島・徳之島に共通で使えるものを作る予定である。

環境教育について

委員

希少種や固有種の対策というのは住民の方への環境教育が不可欠だと思う。学校教育の中で、希少種をどう扱っていけばいいかというようなことも述べてほしい。

スギ林の取扱いについて

委員

「広葉樹の復元ポテンシャルを考慮した計画的な抜き切りと効果の検証を行い、自然植生への復元を図る」とあるが、保存地区と保全利用地区は区別して実施するのか。

事務局

特段区別していない。保存地区でも保全利用地区でも、計画の中に位置づけて取り組んでいく。

マツ枯れについて

委員

被害拡大防止とあるが実際に国有林の中で計画はあるのか。

事務局

マツ枯れの広がりを全部なくしていくということは相当困難であるし、国有林だけの取り組みでも効果は上がらない。関係機関と連携して取り組んでいく。

利用ルール、ガイドの登録・認定制度について

委員

エコツアーライセンスの登録や認定制度の構築というのは、できるだけ早い時期に取り組みを始め、日本国内でも先進域になるぐらいの取り組みが急務ではないかと思う。

委員

世界遺産になるにあたっては、現状では希少種の多い所に車両やガイドが入っているという利用になっているが、きちんと管理をする必要があると思う。世界支援遺産に登録されてからでは遅く、登録の前に提案していく必要があると思う。

事務局

広域事務組合でエコツアーガイドの制度も検討されており、協力してできるだけ早期に構築が実現するように進めている。

委員

小笠原諸島では、森林生態系保護地域の利用講習を林野庁で実施されていることがある。このような講習についてぜひ奄美群島でも実施してもらいたい。

利用の一極集中対策について

委員

総体として質の高い自然が観察できる場所なので、一極集中を避けながら全体の利用を考えるべき。

委員

団体の観光客が利用しやすいような場所、自然の愛好家が深くまで入り込めるような方法の2つの視点がないと今後の観光客の増加に対応できない。

環境省

国立公園指定後には、ビジターセンターのような展示施設というものを整備していく予定である。

モニタリング情報の共有について

委員

モニタリングは各関係機関で実施されている。こういった情報が集約され、利用者が利用できるような形をとれないか。

事務局

各機関で話し合っって進めていきたい。

保全管理計画と世界自然遺産登録の関係について

鹿児島県

世界自然遺産の登録の作業が進み、世界遺産のスタンダードから見たときの管理というものが求められた時に、保全管理計画へのフィードバックが発生する可能性があり、柔軟な対応が必要だと思う。